



かごんまの色®

保証月報



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

2024 **3** March

HOSHO GEPOU KAGOSHIMA



© P.K.N

かごんまのスポット 18 龍宮神社(指宿市)

「龍宮神社」は、竜宮伝説発祥の地と言われる薩摩半島の最南端「長崎鼻」にある神社で、浦島太郎伝説にちなみ乙姫様(豊玉姫)が祀られています。海の守り神と浦島太郎と乙姫様が出会った縁結びの神様として、また家内安全・商売繁盛・航海安全といった守り神として大切にされています。境内からは開聞岳を望み、天気の良い日は遠くの屋久島や硫黄島まで見ることができます。

巻頭

令和5年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト

注目記事

- 事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)の事前相談受付開始について
- 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)の事前相談受付開始について
- プロパー融資特別借換保証制度の事前相談受付開始について
- 令和7年4月採用職員の募集について



LINE公式アカウント

最新情報や経営支援に役立つ情報を配信中!



優秀賞
鹿児島県
信用保証協会賞
受賞

令和5年度 鹿児島県

ビジネスプランコンテスト

R5 Kagoshima Pref. Business Plan Contest

令和6年1月20日(土)に、ライカ南国ホールにて令和5年度鹿児島県ビジネスプランコンテストの最終審査が行われました。

鹿児島県では、県内における起業に向けた機運醸成や事業化を支援することを目的としたビジネスプランコンテストを開催しており、当協会は2022年度から「かごしま起業応援団」に登録し、企業賞を提供しています。今年度は最終審査に進んだ14名のうち、「耕作放棄地を活用したミード(蜂蜜酒)の製造販売事業」の確立を目指す「戸田 京介」氏を鹿児島県信用保証協会賞に決定しました。コンテスト全体の優秀賞も授与された同氏に、今回お話を伺いました。



戸田京介氏のプロフィール

埼玉県戸田市出身。

発酵に興味を持ち、都内の大学の生命理工学科で学ぶ。酒造りの道に進み、(株)WAKAZEに入社。三軒茶屋醸造所の製造責任者として商品開発から製造管理まで担当。

知人から紹介されたいちき串木野市にある(有)白石酒造の原料栽培に拘った酒造りに惚れ込み、前職を退社。

令和5年に、いちき串木野市へ移住。(有)白石酒造にて芋焼酎の有機栽培から醸造までを学び現在に至る。



コンテスト優秀賞及び当協会賞を受賞された戸田京介さん

Q. 今回のプランについて概要を教えてください。

焼酎の消費量停滞や過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加といった地域の課題解決に向けて、消費トレンドの変化や健康志向の高まりに着目し、醸造経験のある蜂蜜を発酵させたお酒(ミード)の製造販売を行っていきます。

ナチュラルワインに代表されるように自然に回帰したものづくりの需要は年々上昇しており、また、クラフトビールのように画一的な商品から多様なものへと消費も変化しつつあります。

これまで、ミードを醸造し販路開拓してきて手応えも感じており、放棄地を活かして、都市圏での消費を踏まえた事業を行うことで、付加価値をもたせた事業を行い、地域の活性化に貢献したいと思います。



【本事業の概要】



- ・ 地域自然を再生させ、地域資源がそのまま付加価値となるようなお酒づくりを掲げます。そうすることで景観や獣害対策だけでなく、養蜂家支援、農家支援を目指し地域に循環する産業を構築します。
- ・ ウェルネス市場の成長に注目し、無農薬での原料生産や無添加でのお酒づくりをおこない、アウトドアなど自然において、非日常的な利用を提案することで人にも自然にも良い存在となるプロダクトを目指します。

Q. 今後の事業展開や夢を教えてください。

まずは醸造所を作り製造を行っていきます。

蜂蜜は以前の取引先であった県外の養蜂場から仕入れるほか、鹿児島島の養蜂場とも取引を開始する予定です。

ブランド価値を高めるため、アウトドアブランドとの共同イベントや地方リゾート施設とのタイアップなどを目指します。

耕作放棄地では、将来的には自身で蜜源となる果樹を栽培しながら、その果実を使ってお酒を造ることも可能です。ミード事業を成長させ、養蜂家の支援や、収穫の際には地域高齢者の雇用を創出できるような取組みを行っていきたいと考えています。

お酒づくりを通じて地域や環境の課題を解決できる可能性があると同時に、自身のお酒にとっても最大の付加価値になると考えています。

〔保証協会より一言〕

鹿児島の伝統的な地域資源である「焼酎」と「蜂蜜」を利用して、わが国でも希少性の高い新しい「ミード」を製造販売し、それを都市部の消費者に訴求するというビジネスモデルは、本来の資源に付加価値を付けて感度の高い若者や女性などの市場を対象にするという点で、戦略的であり、将来性を感じ「協会賞」に決定いたしました。

「ビジネスプランコンテスト」とは？

鹿児島県内において、起業の予定、または新規ビジネスプランを有する方（高校生・大学生等を含む）を対象とし、「新規性及び成長性がある事業」または「地域課題の解決に資する事業」について実現可能性が高いビジネスプランを募集。最終審査でファイナリストに選出された事業については、賞金等の他、翌年度以降の事業化について県補助金の支援が受けられます。

「かごしま起業応援団」について

官・民が連携した企業支援の取組を推進するため、コンテストの趣旨に賛同した企業が登録し、協力する取組です。

コンテストの周知や広報、ビジネスプランに関するアドバイス、資金調達方法の提案等、各企業の取組に応じて、応募者に様々な支援を行います。

保証料の上乗せで経営者保証が不要となる

『事業者選択型経営者保証非提供制度』（横断的制度）の
事前相談受付開始について

令和6年2月16日から **事前相談** 受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

1 ご利用 いただける方	次の(1)～(5)をすべて満たす法人（※1） (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない（※2） ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（※3） (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。 ※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。 ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること。
2 保証料率	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 所定の保証料率に 0.25%上乗せ ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 所定の保証料率に 0.45%上乗せ
3 対象となる 保証制度	原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険 ・新事業開拓保険・事業再生保険 (注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。 (注②) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

詳しくは、当協会までお問い合わせください

▶お問い合わせ先

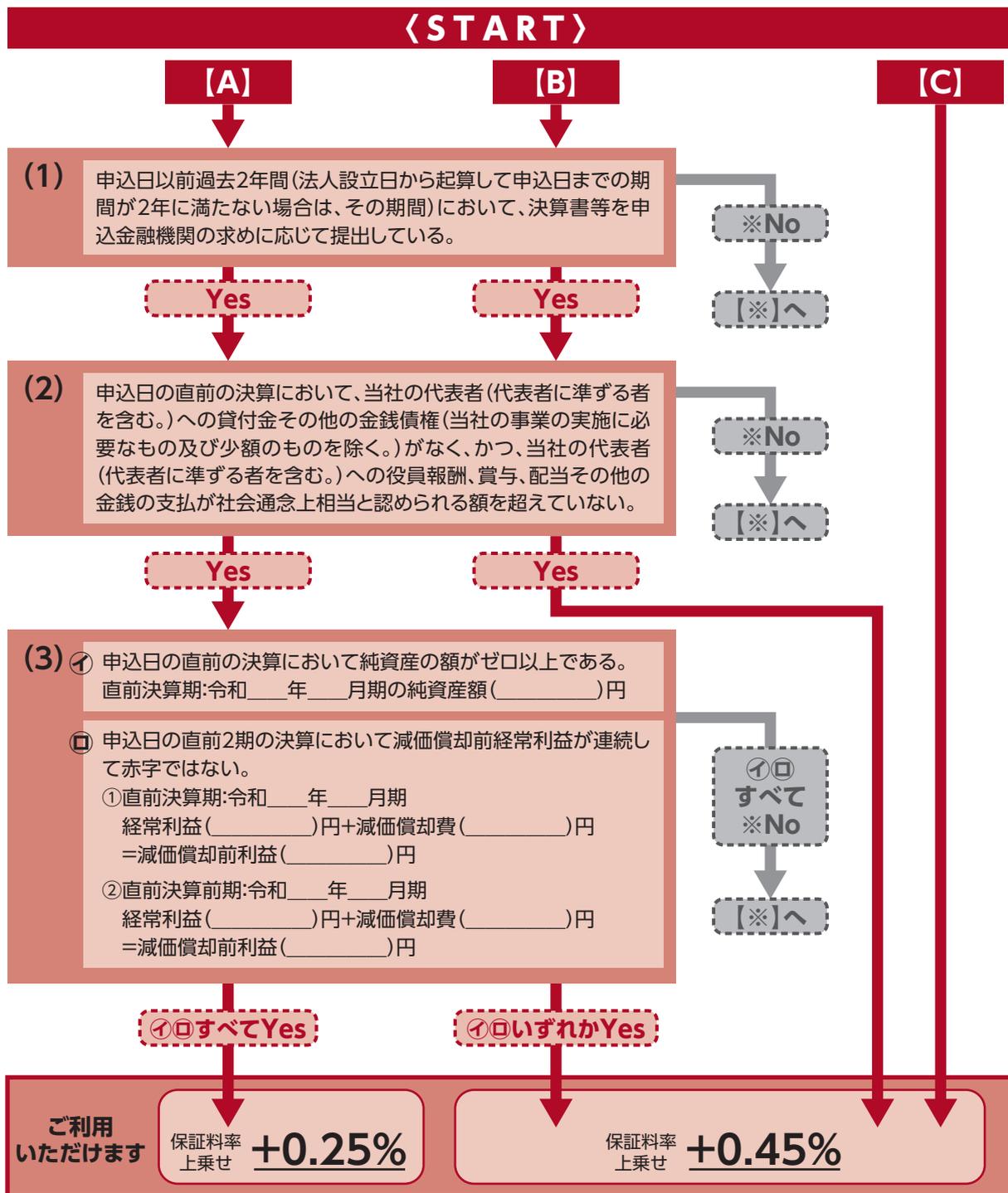
保証部 TEL：099-223-0271

【ご利用いただける方 (1) ~ (3) チェックリスト】

法人設立日後申告期限が到来している決算が2期以上ある。 ⇒ [A] へ

法人設立日後申告期限が到来している決算が1期のみある。 ⇒ [B] へ

法人設立日後申告期限が到来している決算がない。 ⇒ [C] へ



【※】 [NOが1つでもある場合]は、本制度をご利用いただけません。

ただし、経営者保証ガイドラインに該当する場合等においては、経営者保証を非提供とすることができる可能性がありますので、詳細は金融機関またはお近くの信用保証協会へお問い合わせください。

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度 (国補助制度)の事前相談受付開始について

経営者保証の提供を**希望しない**事業者さまへ

保証料の上乗せで

経営者保証が不要となる

事業者選択型経営者保証非提供制度の活用を促すため、新制度において上乗せとなる**保証料**に対して、**3年の時限措置**として、国から保証申込日に応じ以下のとおり**補助**があります。

令和6年3月15日から令和7年3月31日まで	0.15%
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	0.10%
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	0.05%

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

令和6年2月16日から **事前相談** 受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の概要

ご利用いただける方	次の(1)～(5)をすべて満たす法人 ^(※1) (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない ^(※2) ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない ^(※3) (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること		
保証限度額	8,000万円 ※セーフティネット保証4、5号の場合は別枠で8,000万円	責任共有制度	責任共有対象 ※セーフティネット保証4号の場合は責任共有対象外
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済	保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間1年以内)
担保	不要 (無担保)	保証人	不要 (無保証人)
融資利率	金融機関所定利率	添付書類	事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書 (7、8頁参照)
保証料率	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 所定の保証料率に 0.25%上乗せ ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 所定の保証料率に 0.45%上乗せ		
保証料補助	申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額 ^(※4)		
金融機関の責務	申込中小企業者が保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係る者に限る。)の特定中小企業者である場合は、金融機関の責務及び報告として、申込金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行う、などがあります。		
取扱期間	令和6年3月15日～令和9年3月31日迄		

- ※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。
- ※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。
- ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること。
- ※4 詳しくはP3をご確認ください。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。

詳しくは、当協会までお問い合わせください

▶お問い合わせ先

保証部 TEL : 099-223-0271

事業者選択型経営者保証非提供制度の要件確認書兼 誓約書について(横断的制度・国補助制度共通)

表面

鹿児島県信用保証協会 御中
申込金融機関 御中

(令和6年1月18日制定)

令和 年 月 日

・本様式作成日付を記入する。

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

住 所

(申込人) 法人名

代表者名

・押印不要。

【事業者の選択】 ・申込金融機関が中小企業者に説明し同意を得る。

当社は、信用保証協会に保証の委託の申込みをするにあたり、保証料を上乗せすることに同意のうえ、保証人の保証を提供しないことを希望します。

なお、保証人の保証を提供しないことにより、各保証制度要綱等に定める保証料率に比べ、下記〔確認項目〕①に該当する場合は0.25%上乗せ(※)、②、③及び④に該当する場合は0.45%上乗せ(※)となることに同意します。

また、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した信用保証付き融資の可否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを理解しています。

※中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限られます。

【誓約事項】 ・申込金融機関が中小企業者に説明し誓約する。

当社は、次に掲げる内容を誓約します。

- 保証の委託の申込みをした日(以下「申込日」という。)以降においても、次の(1)及び(2)を遵守します。
 - 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - 申込日を含む事業年度以降の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
- 上記1.の要件に違反した際には、直ちに申込金融機関にその事実を報告し、是正に向けた今後の対応について、金融機関等と協議します。協議の結果、保証人の保証を提供することとなった場合、必要な手続きに異議無く協力します。
- 保証料補助(注)の要件を欠く場合、当社が補助相当額を負担します。

(注)「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を利用する場合は、上乗せとなる保証料率に対して国から申込日に応じて0.05%から0.15%(※)が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。

(裏面に続く)

【確認項目】

・該当するいずれかの番号に○をする。

次のいずれかに該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	資格要件	保証料率 上乗せ
<input type="radio"/>	① 【要件1】【要件2】及び【要件3】(1)、(2)の全ての項目を満たす。	0.25%
<input type="radio"/>	② 【要件1】及び【要件2】並びに【要件3】(1)又は(2)のいずれかを満たす。	0.45%
<input type="radio"/>	③ 法人設立後申告期限が到来している決算が1期のみで、【要件1】及び【要件2】を満たす。	0.45%
<input type="radio"/>	④ 法人設立後申告期限が到来している決算がない。	0.45%

【要件確認】

・【確認項目】の該当番号について要件確認を行う。

上記①、②又は③の資格要件に該当する場合、以下の該当する要件確認欄に○をつけてください。
 なお、②については【要件3】(1)及び(2)の数値を入力の上、いずれかに該当することを確認し、該当する場合は○を、該当しない場合は×をつけてください。また、④は確認項目のチェックのみで、要件確認欄への記入は不要です。

②の【要件3】の財務数値は×をつけて申告しないこと。

要件確認欄				項目
①	②	③	④	
<input type="radio"/>				【要件1】 申込日以前過去2年間（法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
<input type="radio"/>				【要件2】 申込日の直前の決算において、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
<input type="radio"/>				【要件3】(1) 申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上であること。 直前決算期：令和6年1月期 純資産額（150,000,000）円
<input type="radio"/>				【要件3】(2) 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 直前決算期：令和6年1月期 経常利益（10,000,000）円＋減価償却費（5,000,000）円 ＝減価償却前経常利益（15,000,000）円 直前決算前期：令和5年1月期 経常利益（15,000,000）円＋減価償却費（4,000,000）円 ＝減価償却前経常利益（19,000,000）円

・斜線は記入不要。

・確認は表面財務で行う。

◎記入上の留意点

- ・直前の決算とは申込日時点における最新の確定した決算になります。ただし、申込日から保証承諾日迄の間に新たな決算が確定した場合は同決算に基づく要件確認が必要になります。
- ・各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。なお、減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

【確認状況記載欄】

上記「事業者の選択」及び「誓約事項」について、申込人の意思に基づくものであることを次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関確認者
令和6年4月1日	13時15分	<input type="checkbox"/> 1. 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 対面談話 <input checked="" type="checkbox"/> 3. オンライン面談 <input type="checkbox"/> 4. その他（ ）	

申込金融機関として、上記全てを確認しています。

令和〇年〇月〇日

経常利益＋減価償却費≥0であり、直前2期のうちどちらか一方の当該数値が「0」（ゼロ）以上、又は直前2期いずれも当該数値が「0」（ゼロ）以上であることを確認する。

金融機関本・支店名

代表者名

貸借対照表の純資産の合計が「0」ゼロ以上（「純資産の額≥0」）であることを確認する。

プロパー融資借換特別保証制度の事前相談受付開始について

今お借り入れのあるプロパー融資の

経営者保証を解除

プロパー融資借換 特別保証制度のご案内

令和6年2月16日 から

事前相談受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

ご利用
いただける方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人

資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

資産超過である

EBITDA有利子負債倍率^(※1)が15倍以内

法人・個人が分離されている

返済緩和している借入がない^(※2)

※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

※2 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。

取扱期間

令和6年3月15日～令和9年3月31日(保証申込受付分)

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

プロパー融資借換特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円 (組合等は4億8,000万円) 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入 (プロパー借入) のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とする。
責任共有制度	対象
対象資金	借換資金 (申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入 (プロパー借入) のうち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります。)
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内 (据置期間1年以内)
担保	必要に応じて
保証人	不要 (無保証人)
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%~1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書 (11~13頁参照)

借入時の要件があります



申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- 経営者保証を提供せず、かつ保全のない保証協会の保証を付さない借入 (プロパー借入) を借り入れること。
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない借入 (プロパー借入) の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した借入について保全がないこと。

詳しくは、当協会までお問い合わせください

▶お問い合わせ先

保証部 TEL : 099-223-0271

Information

—お知らせ—

財務要件等確認書等の様式について(記入例)

シート1 特別保証制度用】

令和6年1月18日制定

記入例 協会 御中

×年○月△日

財務要件等確認書

金融機関本・支店名 ○○銀行 ○○支店

代表者名 ○○○○○

申込金融機関として、申込人 株式会社○○ が直前の決算（令和×年○月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

【資格要件（財務要件）】

① 資産超過である。	純資産合計	●●●●● 円
② EBITDA有利子負債倍率が1.5倍以内である。	EBITDA有利子負債倍率	9.25 倍
〔計算式〕 (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)		
	借入金・社債 (1,000,000,000) 円 - 現預金 (70,000,000) 円	
	営業利益 (100,000,000) 円 + 減価償却費 (500,000) 円	
③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。 また、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。		
④ 返済緩和している借入金がない。		

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。
※②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えていることが必要です。「借入金・社債-現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。
※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は、当該期間の始期の前日、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は、令和2年1月31日を基準として確認することも差し支えありません。

【本制度利用に係る金融機関の責務】

本制度と同時に次のいずれかまたは両方を実行することを確約します。
(該当する確認欄に○を付けてください。)

確認欄	責務の内容
	【責務1】 経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること
○	【責務2】 経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

※保証申込時における既往のプロパー融資残高の一部について、経営者保証がなく、かつ、保全がない場合であっても、本保証付融資と原則同時に【責務1】【責務2】のいずれかまたは両方を満たす必要があります。

【本制度の保証限度額】

経営者保証を提供していないプロパー融資残高 (i)	同時に実行する経営者保証を不要とするプロパー融資金額 (ii)	同時に経営者保証を解除するプロパー融資金額 (iii)
35,000 千円	-0 千円	32,000 千円
経営者保証を提供していないプロパー融資残高 (iv) ※1 (i + ii + iii)		
67,000 千円		
≧		
本制度の利用残高 (v) ※2		
本制度申込金額 (vi) ※3		
50,000 千円 (40,000 千円)		

※1 本制度の保証限度額と金融機関の責務の内訳は保証限度額等確認シートでご確認ください。
※2 申込金融機関における本制度の既保証分も含まれます。
※3 本制度の申込金額 (vi) は (v) の内数となります。

シート 2

保証限度額等確認シート

本シートは、金融機関において「保証限度額」と「金融機関の責務」を確認するための計算シートです。青塗りのセルに入力いただくことで、「保証限度額」と「金融機関の責務」が自動計算され、別シートの財務要件等確認書にも転記されます。

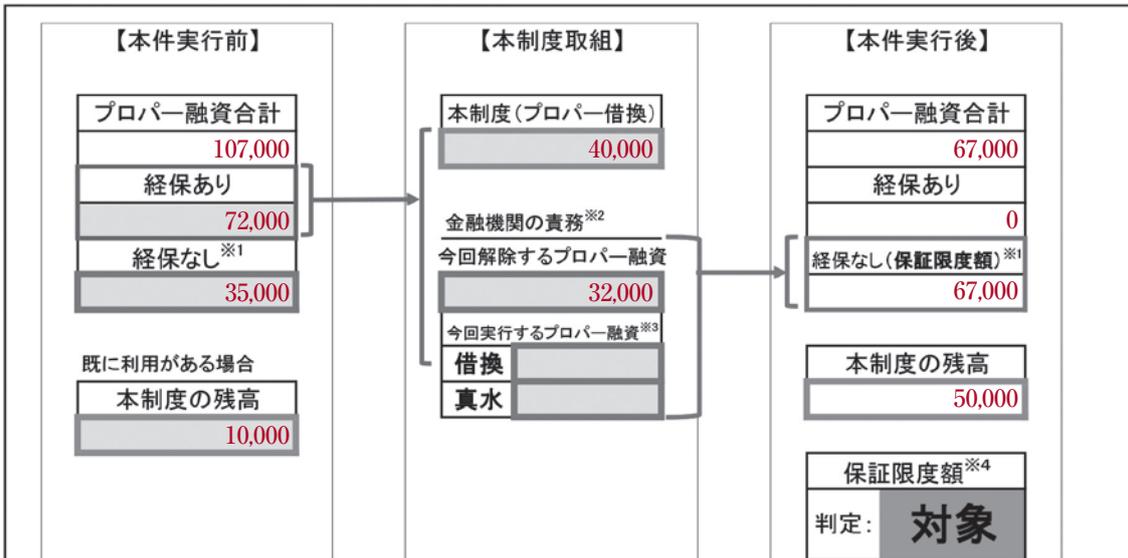
入力にあたっては、金額は千円単位でご記載ください。(千円未満切り捨て)

なお、本シートは保証限度額等を確認するためのツールであり、保証申込時の必要書類ではありません。

※保証協会への提出は原則として不要ですが、保証協会から問い合わせがあった際は提出をお願いすることがあります。

1. 保証限度額の確認

本制度の保証限度額^{※1}は、本件実行前の経営者保証を提供していないプロパー融資残高と、本制度取組により実行する金融機関の責務^{※2}の合計となります。



※1 保全の有無は問いません。

※2 ①経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行することが必要です。

②経営者保証を提供している既往のプロパー融資(本制度による借換部分を除く。)の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこととすることが必要です。

※3 「借換」には、本件と原則同時に実行する、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資により回収する、既往の経営者保証を提供しているプロパー融資残高をご記入ください。

「真水」には、新規・借換を問わず、本件と原則同時に実行する、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資により生じる増額部分の金額をご記入ください。

※4 既に本制度の利用がある場合、既往の本制度の残高と今回の申込金額の合計(本制度の残高)が上記保証限度額を超過しないようご注意ください。(以内となるようにしてください。)

2. 金融機関の責務における保全がないことの確認

保全がないことは、(金融機関の責務 - (保全額 - 経営者保証を提供していないプロパー融資残高))の計算結果が0を上回ることをいいます。

金融機関の責務	-	(保全額(※)	-	経保なし)	=	保全なしの金額
32,000			30,000		35,000			37,000
								判定: 適

※申込金融機関の担保評価に基づく保全額(保証会社等の場合は保証額)の合計をご記入ください。

Information

—お知らせ—

財務要件等確認書等の様式について(借換債務等確認書)

【プロパー融資借換特別保証制度用】

令和6年1月18日制定

×年○月△日

鹿児島県信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所 ○○○○○○○○

(申込人) 法人名 株式会社○○○

代表者名 保証 太郎

【情報提供の同意】

プロパー融資借換特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社の情報を、以下に掲げる利用目的のために、貴協会が経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	商号、所在地、資本金、法人設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、プロパー融資残高
2. 提供先における利用目的	政策効果の検証

【借入申込の内容】

(×年○月△日現在)

借換(内入れ)対象資金(経営者保証を提供している既往プロパー借入金)の内容※ ¹			
借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
○年○月○日	20,000,000円	15,000,000円	保証 太郎
○年○月○日	5,000,000円	2,000,000円	保証 太郎
○年○月○日	15,000,000円	10,000,000円	保証 太郎
○年○月○日	50,000,000円	45,000,000円	保証 太郎
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
合計		72,000,000円	
借入申込額※ ²		40,000,000円	

※¹ 本制度で借換える既往プロパー借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。
経営者保証を提供していない借入金は対象資金に含まれません。

※² 借換対象資金(経営者保証を提供している既往プロパー借入金)の範囲内となります。

【確認状況記載欄】

本書面が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関確認者
×年○月△日	○時○分	<input type="checkbox"/> 1電話 <input checked="" type="checkbox"/> 2対面談話 <input type="checkbox"/> 3オンライン面談 <input type="checkbox"/> 4その他()	○○銀行○○支店○○

この度、申込日から経営者保証の解除要請を受けた上記借換対象資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和を行っていません。

また、上記借換対象資金が「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

この度の信用保証付き融資金については、経営者保証に依存しない融資を促進するものであり、当金融機関では、今後も申込人の事業の発展のため、積極的に支援していく方針です。

×年○月△日

金融機関本・支店名 ○○銀行○○支店

代表者名 ○○○○

Information

—お知らせ—

スタートアップ創出促進保証・創業関連保証のご案内

これから創業される方、創業後間もない方の事業の実施に必要な資金調達に係る保証制度「スタートアップ創出促進保証（SSS保証）」と「創業関連保証」をご紹介します！

SSS保証は、創業期の経営者保証（法人が融資を受ける際の経営者個人による連帯保証）を不要とする制度です。

	スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	創業関連保証
申込 人 資格要件	(1)事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある → みなし法人 (2)中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある → みなし分社化 (3)事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満である → 創業後5年未満の法人 (4)自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年未満である → 分社化後5年未満の法人 (5)事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して承継させ、個人創業時から5年未満である → 創業後5年未満の法人成り企業 (※)市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。	(1)同左 → みなし法人 (2)同左 → みなし分社化 (3)同左 → 創業後5年未満の法人 (4)同左 → 分社化後5年未満の法人 (5)同左 → 創業後5年未満の法人成り企業 (6)事業を営んでいない個人で、1か月以内(※)に事業を開始する具体的な計画を有する → みなし個人 (7)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない → 創業後5年未満の個人 (※)同左
自己資金	保証申込受付時点において 税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること	なし
保証 限度額	3,500万円	
保証割合	100% (全部保証)	
対象資金	創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	
返済方法	原則として、均等分割返済	
保証期間	10年以内 (据置期間1年以内) ただし、例外的に、プロパーとの協調融資又はプロパー融資残高がある場合は据置期間を3年以内とすることが可能	10年以内 (据置期間1年以内)
信用 保証料	年1.2% (会計参与設置会社の割引は適用可)	年1.0% (会計参与設置会社の割引適用可)
担保	物的担保は徴求しない	
保証人	保証人は徴求しない (期中での保証人取得も不可)	必要となる場合がある
添付書類	「創業計画書 (スタートアップ創出促進保証制度用)」 ※本制度を利用する全ての対象者	「創業・再挑戦計画書」
金融機関 の責務 及び報告	●創業者に対して、融資実行後、 創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける よう促し、創業者より、ガバナンスチェックシートの写しの提出を受ける。 ●創業者がガバナンスチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、 ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出 する。	—

※令和5年7月から、鹿児島県の創業支援資金も改正され国のスタートアップ創出促進保証制度に対応しています。

▶創業に関する窓口

経営支援部 創業支援課 TEL : 099-210-7390

個人の確定申告書(写)の取扱いについて

令和6年3月15日(金)以降に保証決定(保証書発行)となるお申込みについては、令和5年確定申告書(税務署受付印の押なつがあるもの、または電子申告の受信通知)が必要になります。

当協会が保証を決定した日(保証書発行日)

令和6年3月15日まで	令和6年3月16日以降
令和4年確定申告書(写)で可	令和5年確定申告書(写)が必要

※3月15日(金)までに保証申込受付したものであっても、同日中に保証決定(保証書発行)ができない場合は、令和5年確定申告書(写)が必要となり、財務データの再入力となることから、保証料率が変わる場合があります。

年度末の保証申込みについては、できる限り令和5年確定申告書(写)を添付のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

また、マイナンバー(個人番号)が付された確定申告書には、マイナンバー(個人番号)にマスキング処理を施してからご提出くださいますようお願いいたします。

南日本銀行主催「再生支援セミナー」への講師派遣について

令和6年1月15日(月)、南日本銀行が主催する「再生支援セミナー」に当協会経営支援部の職員2名が参加いたしました。

当協会からは、条件変更等の実績、申請書類の記入例等の説明や、条件変更改善型借換保証や事業承継特別保証などの制度の特徴・要件等について説明いたしました。

また、当協会の経営支援の取組として、国の補助事業を活用した専門家派遣事業(国)の概要と支援事例等について紹介いたしました。



研修会にて説明を行う当協会職員

日本政策金融公庫と意見交換会を行いました

令和6年1月11日(木)、株式会社日本政策金融公庫九州沖縄保険業務推進室(以下、公庫という)と当協会職員との意見交換会を行いました。

公庫からは「最近の信用保険の動向について」の説明があり、その後意見交換を行い理解を深めました。



意見交換会の様子

鹿児島国際大学にて出張講義を行いました



講義を行う当協会職員

令和6年1月19日(金)、鹿児島国際大学経済学科松元准教授の「産業経済論Ⅱ」で出張講義を実施しました。

参加学生55名に対し「信用保証協会の役割と取組み」と題し、中小企業者の現状や当協会の取組をお話しさせていただきました。

学生からは「保証協会の業務内容や取組みを知ることができた」「日本にとって中小企業がどれほど重要な存在であるかが分かった」などの感想をいただきました。

事業継続計画(BCP)に基づく訓練を実施しました

令和6年2月6日(火)・7日(水)の2日間にわたり、事業継続計画(BCP)及び業務行動マニュアルに基づく訓練を実施しました。

マニュアルの復習や「たためるヘルメット」の使用方法の確認後には、実際に災害が起きたことを想定した初動体制訓練を実施しました。

今後とも役職員に周知徹底し、定期訓練の実施により事業継続計画の運用態勢を推進してまいります。



訓練の様子

中小企業者等の安定的な資金調達を支援し、県内経済の活性化や成長発展のため、一層のご協力と信用保証のご利用をお願いいたします。

1 営業店別保証承諾額(今年度累計)

(1)金融機関営業店別 BEST20

順位	金融機関名		保証承諾額	
	機関	営業店	件数	金額(千円)
1	鹿児島信用金庫	国分支店	56	902,200
2	鹿児島信用金庫	谷山支店	42	842,350
3	鹿児島信用金庫	本店	47	831,534
4	鹿児島信用金庫	鹿屋支店	56	824,860
5	南日本銀行	本店	54	764,769
6	鹿児島相互信用金庫	南支店	23	743,750
7	鹿児島相互信用金庫	大小路支店	40	707,680
8	鹿児島相互信用金庫	城北支店	30	603,070
9	鹿児島相互信用金庫	荒田支店	22	564,230
10	鹿児島信用金庫	城西支店	31	560,760
11	南日本銀行	卸本町支店	25	540,280
12	南日本銀行	国分支店	33	515,800
13	鹿児島相互信用金庫	紫原支店	23	504,030
14	鹿児島相互信用金庫	谷山港支店	25	499,470
15	鹿児島信用金庫	栗野支店	28	493,800
16	鹿児島信用金庫	蒲生支店	26	486,818
17	南日本銀行	中央支店	25	486,400
18	南日本銀行	鹿屋支店	30	485,363
19	鹿児島信用金庫	出水支店	32	484,920
20	南日本銀行	西田支店	33	482,348

(2)商工団体別 BEST10

順位	商工団体名	保証承諾額	
		件数	金額(千円)
1	霧島商工会議所	35	574,900
2	出水商工会議所	41	462,120
3	霧島市商工会	20	210,600
4	伊佐市商工会	10	181,300
5	中種子町商工会	5	155,900
6	鶴の町商工会	7	115,020
7	志布志市商工会	6	72,900
8	南さつま商工会議所	3	45,000
9	南大隅町商工会	8	42,200
10	始良市商工会	7	41,350



2 金融機関営業店別保証債務残高伸長率(前年度末比)

(1)前年度末保証債務残高5億円超グループ

順位	金融機関名		保証債務残高	
	機関	営業店	伸長率(%)	金額(千円)
1	鹿児島信用金庫	南栄支店	118.5	728,366
2	鹿児島信用金庫	川内支店	110.3	617,550
3	鹿児島銀行	大根占支店	109.4	629,154
4	鹿児島相互信用金庫	吹上支店	108.6	646,687
5	鹿児島信用金庫	宮之城支店	107.7	975,750
6	鹿児島相互信用金庫	国分支店	106.7	1,702,128
7	商工組合中央金庫	鹿児島支店	106.3	925,982
8	鹿児島信用金庫	加治木支店	105.2	1,224,937
9	鹿児島銀行	吉野支店	105.0	1,079,665
10	鹿児島信用金庫	蒲生支店	103.5	1,047,628

(2)前年度末保証債務残高1億円超5億円未満グループ

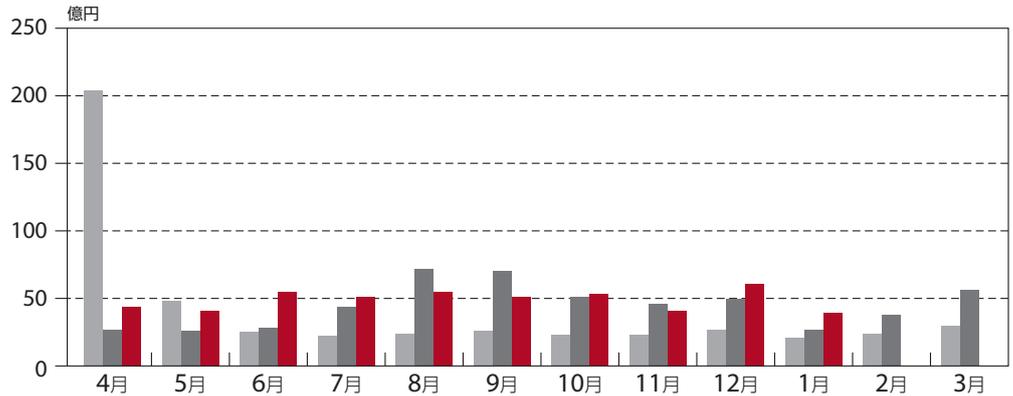
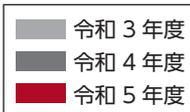
順位	金融機関名		保証債務残高	
	機関	営業店	伸長率(%)	金額(千円)
1	鹿児島相互信用金庫	大根占支店	111.0	550,105
2	鹿児島銀行	松元支店	101.1	416,747

1 事業概況

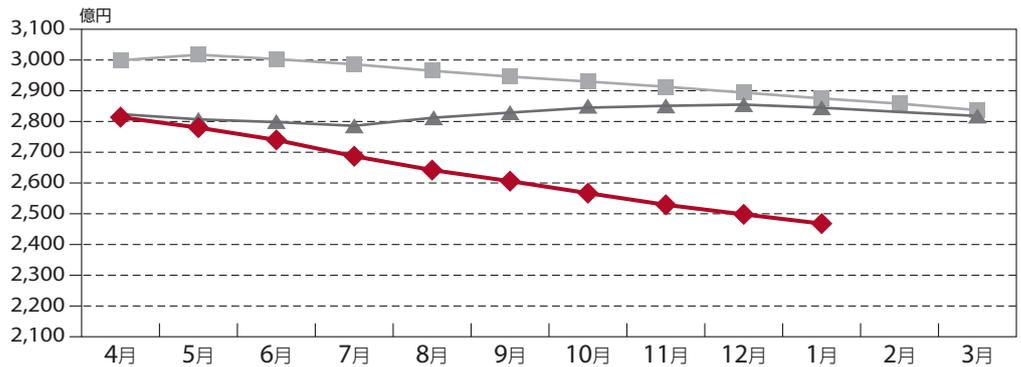
(単位：件・千円・%)

当月中				項目	当月末			
件数	金額	前年比			件数	金額	前年比	
		件数	金額				件数	金額
325	4,573,512	97.0	129.6	保証申込	4,027	57,893,235	85.5	113.1
40	443,250	125.0	117.1	申込取消	478	6,639,051	107.9	143.4
282	3,857,375	99.3	145.1	保証承諾	3,670	49,151,294	86.5	111.2
468	7,286,977	163.1	171.4	償還	5,952	82,277,787	187.1	199.1
—	—	—	—	保証債務残高	25,244	246,782,199	90.6	86.8
28	220,668	100.0	65.3	代位弁済	334	2,200,309	145.2	130.5
0	4,731	—	156.3	回収	3	145,571	100.0	344.2
—	—	—	—	求償権残高	539	2,948,621	160.9	156.0

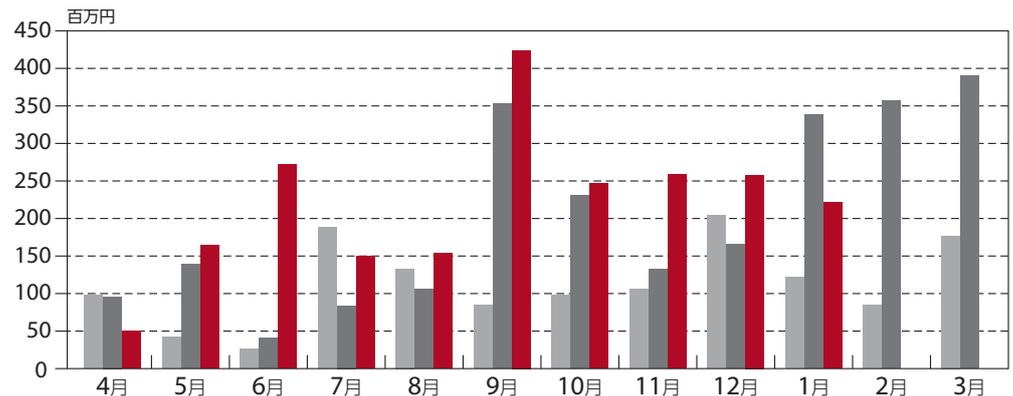
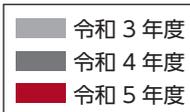
保証承諾の推移



保証債務残高の推移



代位弁済の推移



2 保証状況

(1) 金融機関別保証状況

(単位：件・千円・%)

金融機関	保証承諾						保証債務残高				代位弁済				
	当月中			当月末(05/4~06/1)			当月末				当月末(05/4~06/1)				
	件数	金額	前年比	件数	金額(A)	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額(B)	前年比	構成比	B/A
鹿児島銀行	60	933,970	103.0	690	8,590,034	85.2	5,966	64,916,093	82.7	26.3	42	282,521	174.5	12.8	3.3
宮崎銀行	9	129,400	197.6	59	920,169	100.5	683	9,107,689	79.9	3.7	13	100,303	603.2	4.6	10.9
肥後銀行	0	0	—	0	0	—	5	53,835	45.7	0.0	0	0	—	0.0	—
福岡銀行	1	57,500	—	1	57,500	287.5	50	1,051,907	75.9	0.4	0	0	—	0.0	—
西日本シティ銀行	0	0	—	4	123,700	218.7	76	1,127,541	78.9	0.5	1	60,247	951.6	2.7	48.7
地方銀行計	70	1,120,870	115.3	754	9,691,403	87.2	6,780	76,257,064	82.1	30.9	56	443,071	237.1	20.1	4.6
南日本銀行	68	831,742	135.4	880	10,719,696	103.2	5,919	56,439,006	89.2	22.9	82	541,685	80.5	24.6	5.1
宮崎太陽銀行	3	17,400	1740.0	34	525,190	92.5	319	2,621,577	77.4	1.1	4	15,035	375.4	0.7	2.9
熊本銀行	2	40,000	400.0	13	139,710	84.4	157	1,941,513	77.8	0.8	2	41,603	—	1.9	29.8
第二地方銀行計	73	889,142	142.2	927	11,384,596	102.4	6,395	61,002,096	88.2	24.7	88	598,323	88.3	27.2	5.3
鹿児島信用金庫	51	653,269	186.8	776	11,964,316	130.9	5,087	48,824,233	87.8	19.8	64	368,981	89.7	16.8	3.1
鹿児島相互信用金庫	68	1,010,824	200.2	856	13,247,189	132.4	4,319	42,225,468	92.7	17.1	84	555,461	273.3	25.2	4.2
奄美大島信用金庫	1	15,000	—	17	204,267	105.3	289	2,475,696	85.7	1.0	2	9,417	—	0.4	4.6
信金中央金庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
信用金庫計	120	1,679,093	196.5	1,649	25,415,772	131.4	9,695	93,525,398	89.8	37.9	150	933,860	152.0	42.4	3.7
鹿児島興業信用組合	16	102,270	74.9	323	2,239,524	100.3	2,140	13,247,758	85.9	5.4	39	224,224	169.8	10.2	10.0
奄美信用組合	0	0	—	1	40,000	—	115	963,943	86.5	0.4	1	832	41.6	0.0	2.1
鹿児島県医師信用組合	0	0	—	0	0	—	1	20,250	87.1	0.0	0	0	—	0.0	—
信用組合計	16	102,270	74.9	324	2,279,524	102.1	2,256	14,231,951	86.0	5.8	40	225,055	167.9	10.2	9.9
商工組合中央金庫	1	16,000	—	8	164,000	124.5	75	956,205	101.6	0.4	0	0	—	0.0	—
日本政策金融公庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
農林中央金庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
日本政策投資銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
政府系金融機関計	1	16,000	—	8	164,000	124.5	75	956,205	101.6	0.4	0	0	—	0.0	—
みずほ銀行	1	30,000	100.0	1	30,000	100.0	1	30,000	97.5	0.0	0	0	—	0.0	—
三井住友銀行	0	0	—	3	63,000	65.6	20	350,470	91.1	0.1	0	0	—	0.0	—
三菱UFJ銀行	0	0	—	1	10,000	16.7	15	214,154	78.2	0.1	0	0	—	0.0	—
りそな銀行	1	20,000	—	1	20,000	—	2	80,008	112.0	0.0	0	0	—	0.0	—
都市銀行計	2	50,000	71.4	6	123,000	66.1	38	674,632	88.7	0.3	0	0	—	0.0	—
鹿児島県信用農業協同組合連合会	0	0	—	0	0	—	2	33,400	99.6	0.0	0	0	—	0.0	—
九州信用漁業協同組合連合会	0	0	—	1	80,000	100.0	2	88,906	99.4	0.0	0	0	—	0.0	—
鹿児島いすみ農業協同組合	0	0	—	1	13,000	—	1	12,547	—	0	0	0	—	0	—
小計	0	0	—	2	93,000	116.3	5	134,853	109.6	0.1	0	0	—	0.0	—
合計	282	3,857,375	145.1	3,670	49,151,294	111.2	25,244	246,782,199	86.8	100.0	334	2,200,309	130.5	100.0	4.5

(2) 市町村別保証状況

(単位：件・千円・%)

市町村		保証承諾					保証債務残高				代位弁済			
		当月中		当月末(05/4~06/1)			当月末				当月末(05/4~06/1)			
		件数	金額	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
市	鹿児島市	128	1,635,175	1,716	23,445,046	110.7	11,997	119,919,360	85.8	48.6	173	1,127,598	119.8	51.2
	薩摩川内市	11	126,200	204	2,457,047	125.4	1,147	10,468,522	84.8	4.2	27	230,933	2968.7	10.5
	鹿屋市	8	122,500	218	2,456,105	92.6	1,519	13,659,440	86.7	5.5	16	89,869	231.7	4.1
	枕崎市	5	44,000	44	545,900	91.2	331	4,007,629	88.4	1.6	8	85,138	73.8	3.9
	いちき串木野市	7	83,500	64	1,205,800	120.6	437	4,626,828	84.0	1.9	1	1,662	—	0.1
	阿久根市	5	58,500	51	600,900	119.7	325	2,772,765	88.7	1.1	2	8,375	1094.4	0.4
	出水市	14	246,600	117	1,572,440	136.7	802	7,439,689	90.7	3.0	9	73,296	112.2	3.3
	指宿市	7	81,000	68	830,489	98.2	564	5,826,072	90.6	2.4	7	43,095	188.4	2.0
	伊佐市	3	61,500	46	524,540	139.1	299	2,352,557	78.8	1.0	3	9,564	72.1	0.4
	南さつま市	10	111,000	66	988,860	145.7	374	3,517,183	79.6	1.4	8	24,735	470.3	1.1
	霧島市	33	443,300	312	4,539,399	130.6	1,842	18,513,056	91.6	7.5	23	154,628	345.0	7.0
	始良市	9	187,500	167	1,931,575	84.6	1,003	9,164,973	91.4	3.7	10	122,980	109.5	5.6
	垂水市	1	30,000	40	578,000	126.8	204	1,979,114	92.5	0.8	4	3,817	28.2	0.2
	日置市	9	86,900	70	1,025,370	100.6	639	5,490,233	84.0	2.2	18	125,615	828.6	5.7
	曾於市	3	19,000	58	648,163	86.3	377	3,093,245	81.9	1.3	0	0	—	0.0
	志布志市	2	35,000	75	689,301	75.1	429	3,885,676	86.4	1.6	3	11,655	193.9	0.5
	南九州市	4	14,500	61	665,950	104.2	500	4,112,528	86.6	1.7	4	22,428	1375.5	1.0
	西之表市	2	55,000	37	553,080	133.5	270	2,580,899	90.7	1.0	0	0	—	0.0
奄美市	1	15,000	10	194,505	187.0	279	2,910,526	78.8	1.2	2	2,796	139.7	0.1	
鹿児島郡	十島村	0	0	0	0	—	2	9,916	86.1	0.0	0	0	—	0.0
	三島村	0	0	0	0	—	1	715	52.0	0.0	0	0	—	0.0
薩摩郡	さつま町	2	21,000	42	737,020	129.3	268	3,068,803	89.1	1.2	1	2,225	2.1	0.1
出水郡	長島町	0	0	18	174,000	59.9	107	1,062,081	83.1	0.4	0	0	—	0.0
始良郡	湧水町	3	40,000	32	486,800	161.0	113	1,078,908	89.7	0.4	4	13,346	—	0.6
曾於郡	大崎町	1	20,000	20	323,440	100.3	164	1,803,473	94.1	0.7	0	0	—	0.0
肝属郡	東串良町	1	10,000	11	206,000	165.5	57	547,750	75.1	0.2	4	14,126	—	0.6
	肝付町	1	19,700	26	338,119	83.0	192	2,321,369	90.0	0.9	2	9,312	105.9	0.4
	錦江町	3	49,000	19	252,500	154.9	91	843,699	91.1	0.3	0	0	—	0.0
	南大隅町	2	15,000	23	398,494	206.5	104	1,273,224	105.7	0.5	1	1,904	—	0.1
熊本郡	中種子町	1	80,000	13	210,600	131.3	115	960,121	91.5	0.4	1	4,266	—	0.2
	南種子町	1	20,000	13	84,600	43.2	134	899,267	88.8	0.4	0	0	—	0.0
	屋久島町	4	97,500	22	305,490	82.6	233	2,490,914	90.4	1.0	1	7,529	29.1	0.3
大島郡	龍郷町	1	29,000	1	29,000	—	28	466,638	87.6	0.2	0	0	—	0.0
	徳之島町	0	0	1	19,762	197.6	80	1,034,760	84.3	0.4	0	0	—	0.0
	天城町	0	0	1	8,000	—	30	322,586	91.9	0.1	0	0	—	0.0
	伊仙町	0	0	0	0	—	28	347,868	79.6	0.1	1	999	—	0.0
	宇検村	0	0	0	0	—	3	45,656	55.6	0.0	0	0	—	0.0
	喜界町	0	0	0	0	—	28	416,144	88.7	0.2	1	8,418	—	0.4
	瀬戸内町	0	0	3	105,000	375.0	68	801,560	88.5	0.3	0	0	—	0.0
	知名町	0	0	1	20,000	—	15	191,406	93.8	0.1	0	0	—	0.0
	大和村	0	0	0	0	—	3	34,898	94.4	0.0	0	0	—	0.0
	与論町	0	0	0	0	—	10	63,594	88.6	0.0	0	0	—	0.0
和泊町	0	0	0	0	—	32	376,556	86.4	0.2	0	0	—	0.0	
合 計	282	3,857,375	3,670	49,151,294	111.2	25,244	246,782,199	86.8	100.0	334	2,200,309	130.5	100.0	

(3) 保証種類別保証状況

(単位：件・千円・%)

保証種類	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中			当月末(05/4~06/1)			当月末				当月末(05/4~06/1)			
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
一般保証	16	228,100	78.5	133	1,678,410	54.4	1,858	17,955,785	81.2	7.3	29	236,068	120.9	10.7
（Fast保証(500含む）	0	0	—	0	0	—	3	5,889	28.2	0.0	1	984	—	0.0
根保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
チェック保証	0	0	—	0	0	—	36	725,018	87.5	0.3	0	0	—	0.0
れんけい	4	134,800	207.4	52	1,850,000	100.0	220	4,482,814	102.7	1.8	3	75,501	133.6	3.4
（金融機関連携型）	4	134,800	207.4	52	1,850,000	100.0	216	4,436,166	103.8	1.8	3	75,501	133.6	3.4
（事業性評価型）	0	0	—	0	0	—	4	46,648	51.6	0.0	0	0	—	0.0
あんしん	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
環境対策サポート保証	0	0	—	0	0	—	65	454,383	79.3	0.2	0	0	—	0.0
当座貸越	18	370,000	232.7	151	3,040,000	118.8	367	7,406,150	98.1	3.0	1	9,304	27.2	0.4
事業者カードローン	30	243,000	273.0	206	1,361,500	123.7	502	3,174,271	101.0	1.3	2	4,591	15.0	0.2
事業者カードローン700	25	99,000	89.2	376	1,350,000	111.7	985	3,313,060	92.6	1.3	15	50,341	164.1	2.3
流動資産担保融資保証	0	0	—	6	227,200	159.6	9	354,112	99.5	0.1	0	0	—	0.0
中小企業特定社債保証	0	0	—	0	0	—	3	104,000	81.3	0.0	0	0	—	0.0
特別小口保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
小口零細企業保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
経営安定関連保証	0	0	—	1	60,000	24.7	164	3,801,128	82.7	1.5	6	59,385	65.3	2.7
経営革新関連保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
創業等関連保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
東日本大震災復興緊急保証	0	0	—	0	0	—	1	2,488	80.6	0.0	0	0	0.0	0.0
経営力強化保証	0	0	—	0	0	—	3	20,101	68.1	0.0	0	0	—	0.0
継続短期型サポート保証	0	0	—	0	0	—	8	96,132	77.9	0.0	0	0	—	0.0
（金融機関連携型）	0	0	—	0	0	—	8	96,132	77.9	0.0	0	0	—	0.0
（税理士連携型）	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
創業関連保証	2	23,000	1,437.5	34	162,050	92.9	200	658,936	116.0	0.3	4	7,879	81.1	0.4
スタートアップ創出促進保証	0	0	—	11	121,200	—	11	117,982	—	0.0	0	0	—	0.0
経営改善サポート保証	0	0	—	0	0	—	10	187,063	63.9	0.1	0	0	—	0.0
条件変更改善型借換保証	0	0	—	6	261,000	435.0	28	709,394	126.5	0.3	0	0	—	0.0
特定経営承継関連保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
事業承継サポート保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
危機関連保証	0	0	—	0	0	—	43	1,091,248	83.1	0.4	1	12,946	—	0.6
財務要件型無保証人保証	0	0	—	1	79,900	—	3	139,891	185.4	0.1	0	0	—	0.0
地域産業資源活用事業関連	0	0	—	0	0	—	1	9,064	97.0	0.0	0	0	—	0.0
金融環境変化対応保証※	0	0	—	0	0	—	8	32,036	86.0	0.0	1	2,490	—	0.1
景気対応緊急保証※	0	0	—	0	0	—	89	1,258,938	85.9	0.5	2	5,886	14.5	0.3
事業承継特別保証	0	0	—	0	0	—	4	64,581	74.0	0.0	0	0	—	0.0
危機対応短期保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
伴走支援型特別保証	2	117,500	2,937.5	25	1,028,800	11,431.1	35	1,284,818	780.4	0.5	0	0	—	0.0
事業再生計画実施関連保証	0	0	—	0	0	0.0	1	50,000	100.0	0.0	0	0	—	0.0
新型コロナ対策特別借換保証	0	0	—	1	30,000	9.3	52	950,548	83.0	0.4	2	36,430	397.4	1.7
新型コロナ対策継続型サポート保証	6	150,000	136.4	52	961,000	107.1	51	953,000	102.0	0.4	0	0	—	0.0
おもてなし産業応援保証	0	0	0.0	3	28,000	21.1	23	193,134	158.7	0.1	0	0	—	0.0
その他の協会制度	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
協会制度計	103	1,365,400	163.3	1,058	12,239,060	103.4	4,780	49,590,076	91.5	20.1	66	500,821	96.1	22.8

※の制度は、現在取り扱いしておりません。

(単位：件・千円・%)

保証種類	保証承諾						保証債務残高				代位弁済				
	当月中			当月末(05/4~06/1)			当月末				当月末(05/4~06/1)				
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	
県	中小企業振興資金	54	534,730	136.6	735	6,592,565	109.2	3,210	17,957,745	94.9	7.3	48	236,042	163.4	10.7
	小規模企業活力応援資金	3	11,400	—	42	148,850	192.9	98	189,613	121.6	0.1	3	5,064	91.7	0.2
	創業支援資金	1	4,900	96.1	32	117,040	89.5	250	686,553	96.0	0.3	4	7,173	59.3	0.3
	新事業チャレンジ資金	0	0	—	1	30,000	1,500.0	11	101,412	111.3	0.0	1	9,905	—	0.5
	成長企業応援資金	0	0	—	0	0	—	7	79,773	83.3	0.0	0	0	—	0.0
	事業承継対策資金	1	10,000	166.7	3	19,000	172.7	9	50,255	133.5	0.0	0	0	—	0.0
	事業活動継続支援資金	0	0	—	0	0	—	1	136,950	96.7	0.1	0	0	—	0.0
	緊急災害対策資金	0	0	—	0	0	0.0	4	24,325	92.3	0.0	0	0	—	0.0
	緊急経営対策資金	0	0	—	0	0	—	4	5,542	70.6	0.0	0	0	—	0.0
	霧島火山活動緊急経営対策資金	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	セーフティネット対応資金	0	0	—	1	20,000	9.3	86	711,178	83.9	0.3	0	0	0.0	0.0
	事業再生支援資金	0	0	0.0	3	72,000	338.0	33	455,283	96.8	0.2	0	0	—	0.0
	東日本大震災緊急対策資金※	0	0	—	0	0	—	3	32,545	99.8	0.0	0	0	—	0.0
	経済対策特別資金※	0	0	—	0	0	—	38	196,309	80.5	0.1	3	14,191	—	0.6
	跡地経営再建支援資金※	0	0	—	0	0	—	2	17,733	99.1	0.0	0	0	—	0.0
	商店街活性化資金※	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	特別小口資金※	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	新型コロナウイルス関連	0	0	—	0	0	—	103	623,915	69.9	0.3	2	11,936	36.5	0.5
	新型コロナウイルス感染症対応	0	0	—	0	0	—	10,582	119,657,301	70.3	48.5	121	996,564	124.3	45.3
	事業再生支援資金(感染症対応型保証対応)	0	0	—	1	35,000	—	1	34,598	—	0.0	0	0	—	0.0
新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	0	0	0.0	0	0	0.0	155	1,298,614	72.1	0.5	3	11,641	50.5	0.5	
伴走支援型借換支援資金	84	1,696,065	11,307.1	1,037	24,599,427	163,996.2	1,031	24,542,791	—	9.9	5	56,423	—	2.6	
原油・原材料高騰等対策特別資金	0	0	0.0	141	1,411,600	6.6	1,750	16,609,536	83.6	6.7	5	45,071	—	2.0	
県 制度 計	143	2,257,095	146.5	1,996	33,045,482	115.0	17,378	183,411,970	85.5	74.3	195	1,394,011	136.6	63.4	
鹿 児 島 市	産業振興資金	23	198,670	89.6	431	3,227,444	114.0	1,989	9,334,630	90.1	3.8	43	175,097	182.6	8.0
	特別小口資金	0	0	—	1	3,000	230.8	13	13,712	54.5	0.0	0	0	—	0.0
	小規模企業支援資金	10	25,710	69.9	113	380,490	97.9	477	1,074,226	109.3	0.4	14	29,848	224.9	1.4
	経営安定化資金	0	0	—	0	0	0.0	124	1,203,805	75.1	0.5	5	37,738	343.1	1.7
	環境配慮促進資金	0	0	—	0	0	—	6	12,838	52.6	0.0	0	0	—	0.0
	災害対策資金	0	0	—	0	0	0.0	2	6,800	87.9	0.0	0	0	—	0.0
	創業支援資金	2	7,500	69.4	64	228,818	101.0	345	822,399	102.0	0.3	8	20,145	101.6	0.9
	新事業展開支援資金	1	3,000	24.0	7	27,000	90.0	27	88,108	117.6	0.0	0	0	—	0.0
	街なかリノベーション推進資金	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	短期事業資金※	0	0	—	0	0	—	2	2,262	78.4	0.0	0	0	—	0.0
危機関連保証対応	0	0	—	0	0	—	101	1,221,373	68.8	0.5	3	42,649	919.3	1.9	
鹿 児 島 市 制度 計	36	234,880	83.3	616	3,866,752	106.0	3,086	13,780,153	88.0	5.6	73	305,477	211.2	13.9	
合 計	282	3,857,375	145.1	3,670	49,151,294	111.2	25,244	246,782,199	86.8	100.0	334	2,200,309	130.5	100.0	

※の制度は、現在取り扱いしておりません。

(4) 業種別保証状況

(単位：件・千円・%)

業 種	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中			当月末(05/4~06/1)			当月末				当月末(05/4~06/1)			
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製 造 業	36	644,200	176.6	388	5,561,379	112.7	2,837	32,891,001	87.1	13.3	7	110,005	41.7	5.0
建 設 業	89	1,123,620	158.9	1,177	15,652,771	100.3	6,454	65,975,635	86.1	26.7	106	694,548	107.1	31.6
卸 売 業	16	240,000	72.5	276	5,331,657	103.8	1,875	26,772,172	82.6	10.8	29	373,037	214.9	17.0
小 売 業	69	887,114	160.1	861	10,160,263	142.2	6,597	51,332,952	89.0	20.8	123	620,406	154.8	28.2
うち、飲食業	23	166,231	106.9	271	2,421,285	137.1	2,707	16,359,346	89.5	6.6	64	309,392	147.5	14.1
運 送 倉 庫 業	5	71,500	143.3	119	2,212,390	90.4	813	12,007,668	86.7	4.9	10	83,021	199.0	3.8
うち、旅客運送業	0	0	0.0	7	36,200	34.7	154	2,427,437	82.8	1.0	1	3,448	—	0.2
サ ー ビ ス 業	50	611,441	128.4	684	7,790,822	126.6	5,366	45,029,903	87.8	18.2	55	297,645	218.1	13.5
うち、旅館ホテル	4	109,000	1147.4	22	329,300	101.5	346	4,714,364	91.5	1.9	1	7,529	226.2	0.3
不 動 産 業	8	149,000	95.7	97	1,508,594	78.6	821	8,388,267	85.5	3.4	1	18,133	156.7	0.8
そ の 他 の 産 業	9	130,500	652.5	68	933,418	107.0	481	4,384,601	86.8	1.8	3	3,513	37.3	0.2
合 計	282	3,857,375	145.1	3,670	49,151,294	111.2	25,244	246,782,199	86.8	100.0	334	2,200,309	130.5	100.0

UPDATE!

アップデート

事業経営にご活用ください



令和5年度 鹿児島市 事業承継セミナー 事業承継型創業と事業承継型事業拡大

令和5年度 | 鹿児島市 | 事業承継セミナー

事業承継型創業と 事業承継型事業拡大

参加無料

タイムスケジュール
14:00～15:00 第三者承継に関するノウハウや事例紹介
15:00～16:30 定例懇話会（講演・質疑応答、引継ぎ支援センター、鹿児島県産業創造課、事業承継アドバイザー）
16:30～ 懇話会（任意参加のみ、事前申込が必須です）

セミナーのテーマ
・中小企業における事業承継の現状
・事業承継における後継者3つのパターン
・第三者承継の事例（BtoB既存事業者による承継、BtoC創業者による承継）

対象者
①第三者の事業を引き継いで起業してみたい方
②第三者の事業を引き継ぎたい方
③中小・小規模事業者（事業承継に関心のある事業者、後継者不在等の課題を抱える事業者等）
④その他支援機関等

定員 20名程度

開催場所 ソーホーかごしま会議室（鹿児島市役所みなと大通り別館6階）

令和5年
3月21日（木） 14:00～16:30
受付開始：13:30～
申込締切：令和5年3月15日（金）

講師
株式会社山崎建設、代表取締役
中山 貴次氏（おおくま しんじ）
1961年生まれ、設計事務所を創設し、経営コンサルティングに重点を置いてクライアントの課題を解決し、その後、多数の企業において取締役兼後継者も担当する。2010年に独立起業後は、中小企業への経営継承、後継者育成、人材育成を中心とした事業を多数手がける。2022年からは2022年度まで10ヵ所以上の福岡県事業承継引継ぎ支援センターの指導員として活躍中。経営、経営継承、20時間程度の経営継承講座10講座、毎月2回のオンライン講座、事業再生年間研修、1日1人1企業訪問（10名）など中小企業や中小企業事業者のサポートに専念している。

お問い合わせ先
TEL・FAX 099-219-1750 | im2-y@sp-kagoshima.com
鹿児島市産業創造課 | TEL 099-216-1319 | FAX 099-216-1319 | san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp | 検索 | 印刷

鹿児島市では、第三者の事業を引き継いで起業したいとお考えの方や第三者の事業を引き継ぎたい方などを支援するため、第三者承継に関するノウハウや事例などを紹介する「事業承継セミナー」を開催します。

日時：令和6年3月21日（木） 14:00～16:30

定員：20名程度 受講料：無料

テーマ：・中小企業における事業承継の現状
・事業承継における後継者3つのパターン
・第三者承継におけるメリット・デメリット
・第三者承継の事例（BtoB既存事業者による承継、BtoC創業者による承継）

対象者：①第三者の事業を引き継いで起業してみたい方
②第三者の事業を引き継ぎたい方
③中小・小規模事業者
④その他支援機関等

場所：ソーホーかごしま会議室（鹿児島市役所みなと大通り別館6階）
鹿児島市易居町1番2号

【お問い合わせ先】

ソーホーかごしま TEL・FAX 099-219-1750

✉ im2-y@sp-kagoshima.com

鹿児島市産業創造課 TEL 099-216-1319

✉ san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

※お申込みはホームページの申込フォームかメール、または申込書に必要事項を記入のうえ FAX でお申し込みください。
URL : <https://www.city.kagoshima.lg.jp>

60年で加入企業 110万社 以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の退職金制度

安心

国から掛金の助成を受けられます

外部積立型だから

簡単

従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利

節税に加え、手数料もかかりません



事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ **中退共** **検索**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

令和7年4月採用

職員の募集について

当協会では、令和7年4月採用職員の募集を行っています。

応募資格、職務内容等は以下のとおりです。
多くの皆様からの応募をお待ちしております。



応募資格、職務内容等

応募資格 次のいずれかに該当する方

(1) 新卒者：令和7年3月に4年制大学または大学院を卒業見込みの方

(2) 既卒者：4年制大学を卒業した方かつ平成7年4月2日以降に出生した方

※年齢制限を設けておりますが、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、期間の定めのない労働契約の対象として募集いたします。

(「雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号のイ」例外事由に該当)

職種 総合職

職務内容 保証審査、中小企業者の経営支援、債権の管理回収、その他

採用予定者数 若干名

募集締切 令和6年4月7日(日)

「共通エントリーシート」または「履歴書」必着

※応募要領など詳細については、マイナビ2025をご覧ください。



QRコードからお申込みできます。▶



一步を踏み出す力になりたい

令和7年4月採用 職員募集中

応募締切 令和6年4月7日(日)

応募要領などの詳細は、マイナビ2025をご覧ください。
多くの皆さまからのご応募をお待ちしております。



AQRコードから
お申し込み出来ます。



一步を踏み出す力になりたい
鹿児島県信用保証協会

【お問い合わせ先】TEL. 099-223-0273 <https://kagoshima-cgc.or.jp>

歩きスマホはご遠慮ください。携帯電話の利用マナーにご協力ください。

鹿児島県信用保証協会は、
信用保証と経営支援を通じて、
鹿児島県内の中小企業者をサポートするための公的
機関です。

鹿児島を支える中小企業者をサポート
することが鹿児島県信用保証協会の
使命です。



LINE公式アカウント
はこちら

令和6年3月1日～3月31日の間、
鹿児島中央駅のデジタルサイネージに
広告を掲出します。
よろしければご覧ください。

掲出場所：新幹線改札内サイネージ
1 枠放映時間：15秒

お問い合わせ先

鹿児島市加治屋町14番3号

鹿児島県信用保証協会

総務部総務課 下川床

TEL 099-210-7381

Mail soumu@kagoshima-cgc.or.jp

料金は一切
かかりませんまずはお気軽に
ご相談を!

さまざまな状況に応じて支援いたします!

創業支援

創業のお悩み解決を一緒に目指します

創業計画へのアドバイス、創業後のフォローアップ、外部専門家派遣など
【お問い合わせ】経営支援部 創業支援課 TEL:099-223-0274融資相談
窓口

資金調達にお困りの方ご相談はお早めに

金融機関紹介窓口【専用ダイヤル】TEL:099-223-7755
各種災害等特別相談窓口【相談窓口】保証部TEL:099-223-0271 経営支援部TEL:099-223-0274経営改善・
事業再生支援

生産性向上等の経営改善から抜本的な事業再生まで後押しします

外部専門家派遣による経営診断・経営改善計画策定支援、中小企業支援機関の支援事業活用など
【お問い合わせ】経営支援部 経営・承継支援課 TEL:099-223-0274事業承継
支援

承継の準備段階から承継後まで切れ目のない支援を行います

事業承継アドバイス、事業承継計画策定支援、外部専門家派遣など
【お問い合わせ】経営支援部 経営・承継支援課 TEL:099-223-0274

事前予約制

休日・夜間相談窓口

【休日相談会日時】毎週土日・祝日 9:00～17:00まで

【夜間相談会日時】毎週月から金曜日 17:30～19:30まで

【お問い合わせ】経営支援部 TEL:099-223-0274 FAX:099-210-7397

鹿児島県信用保証協会のご案内

住所 〒892-0846

鹿児島市加治屋町14-3

地図はこちら

ますますパワーアップして
中小企業の皆様のサポートに進進する
鹿児島県信用保証協会を
どうぞよろしくお願いいたします!

一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会



保証部(2F).....TEL: 099-223-0271 FAX: 099-222-1093

経営支援部(3F).....TEL: 099-223-0274 FAX: 099-210-7397

管理部(4F).....TEL: 099-223-0272 FAX: 099-223-0318

総務部(5F).....TEL: 099-223-0273 FAX: 099-223-6399

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

鹿児島県信用保証協会

信用保証に関する
苦情・質問などのご相談を
お受けしています

【苦情相談窓口】

TEL:099-223-0530

鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC

鹿児島県信用保証協会は、「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。



かごんまの色®

このパンフレットは「かごんまの色® まっぼしトーン」を使用し制作しています。

【今月の色】海紅豆色 | かごんまの紅

夏の日差しの下、「かいこうず」が咲き誇っている。花の形は鶏のさかやかのよう。その後ろには濃緑の葉と青い空。強烈なコントラストで南国の雰囲気を感じさせている。この大きな豆の木は、勇気、運し、エネルギー、自由、個性、孤高、尊厳といったイメージを抱かせる。枝葉を一杯に伸ばし、「かいこうず」は堂々とした勝者のポーズをたたえている。